

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」
分担研究報告書

非正規労働者への社会保険適用に関する研究
分担研究者 山本 克也 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

年金財政モデルに基づくシミュレーションを実施し、パートへの厚生年金適用は必ずしも年金財政収支の好転をもたらすものではないことを明らかにした。また、『ライフスタイルと年金に関するアンケート調査』および、財団法人家計経済研究所による『消費生活に関するパネル調査』のマイクロデータに基づき、女性非正規労働者の社会保険加入形態の分布や労働所得の分布等について検討した。

A 研究目的

本研究の目的は、女性非正規雇用者の社会保険加入実態および、家計の所得分配における妻の労働収入の役割について分析し、非正規労働者への社会保険適用が社会保障の関連分野に与える影響について考察することにある。

B 研究方法

年金財政モデルに基づくシミュレーションを実施したほか、『ライフスタイルと年金に関するアンケート調査』および、財団法人 家計経済研究所による『消費生活に関するパネル調査』のマイクロのデータに基づき、女性非正規労働者の社会保険加入形態の分布・労働所得の分布等について検討した。

(倫理面への配慮)

マイクロデータを使用の際には、個人が特定されないように十分留意するとともに、個人情報の流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果 と D 考察

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の 2 つの論文にとりまとめた。

(1) 「非正規労働者の社会保険加入と家計の所得分配に関する研究」(安部論文)では、マイクロデータに基づき、女性非正規労働者の社会保険加入形態の分布や労働所得の分布等について検討した。その結果、①パートタイム労働者の社会保険加入については、『ライフスタイル調査』のデータによる週 30 時間労働、年収 130 万円というところで被用者保険への本人による加入が増えており、いわゆる適用逃れはみられない(ただし、市町村国保への加入というかたちもあるため、勤め先での加入はできない場合もあることが予想される)、②妻の労働収入が所得分配に与える影響については、夫の所得が低い家計で妻が労働収入の高い就業を選択する場合が多いことが明らかになった。②について具体的には、妻がフルタイム就業をする世帯の夫の収入は、妻が

パート就業をする世帯や妻が専業主婦の世帯に比べて低いが、夫婦の収入を合算したものは、妻がフルタイム就業の家計で最も高くなっていた。

(2)「財政収支から見た短時間労働者への厚生年金保険適用拡大の効果」(山本論文)では、第3号被保険者の問題を年金財政収支から考察した。厚生労働省から出された次期年金改革に向けての改革案「年金改革の骨格に関する方向性と論点」でも、短時間労働者への厚生年金保険適用の拡大が記されている。ここでは年金財政、とくに積立金の推移から短時間労働者の厚生年金加入問題を分析した。その結果、パートへの厚生年金適用は必ずしも年金財政収支の好転をもたらすものではないことが明らかになった。

E 結論

パートへの厚生年金適用は、財政的な観点より、女性の年金権の確立、あるいは個人に立脚した年金制度という観点から考えるべきかも知れない。また、家計の所得分配については、女性の就業の増加・非正規労働の増加・所得税制・社会保険料負担の制度変更の影響などを明示的に分析する研究が今後必要であろう。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

- ・山本克也(2003)「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」
『季刊社会保障研究』第39巻第3号、

pp.238-246.

なし

2. 学会発表

- ・山本克也(2003)「財政収支から見た短時間労働者の厚生年金保険適用拡大の効果」
公的年金ワークショップ、国立社会保障・人口問題研究所(2003.9.12)

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

⋮

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」

非正規労働者の社会保険加入と家計の所得分配に関する研究*

安部由起子
亜細亜大学

平成16（2004）年3月31日

1. はじめに

本論文は、非正規労働者と社会保障にかかる2つの事項について検討している。第1は、非正規労働者の社会保険加入についてである。パート労働をはじめとする非正規雇用者として働く労働者が増えるにつれ、非正規労働者の社会保険加入は、政策的観点から、近年取り上げられることが多くなった。とりわけ、パート労働者をこれまでよりも社会保険に加入させようとする動きが強まってきている。そのため、現状のパート労働者の社会保険加入実態を調査することは有用と考えられる。「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」（以下、「ライフスタイル調査」と略すことがある）では、公的年金保険加入履歴・就業履歴について、過去の状況を尋ねるかたちで質問されている。本論文では、これらの履歴情報についても、初期的な分析を行った。

本論文で取り上げる第2の事項は、妻の労働が家計所得に与える影響についてである。ここでは、妻の就業形態が、家計所得にどのような影響を与えていたかについて、記述的分析を行った。その結果、妻が正規就業をする世帯では夫の収入が低く、パート就業の世帯ではやや高く、専業主婦の世帯では最も高いことがわかった。また、夫婦の労働収入を合算した場合、夫婦がフルタイムで就業している家計のそれが一番高いことがわかった。

* この研究のために、「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」（国立社会保障・人口問題研究所）、「消費生活に関するパネル調査」（財団法人家計経済研究所）の個票データを利用させていただいた。感謝申し上げたい。

本論文は以下のように構成されている。2節では、「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」と、消費生活に関するパネル調査（財団法人 家計経済研究所、以下「パネル調査」と略すことがある）との比較を行う。3節では、非正規労働者の社会保険加入に関する分析を紹介し、さらに、社会保険の加入履歴の集計結果を紹介する。4節では、妻の労働収入と家計所得に関する集計結果を示す。5節は得られた結論のまとめである。

2. 「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」データと「消費生活に関するパネル調査」データの比較

「ライフスタイルと年金に関するアンケート調査」のデータ分析に先立ち、このデータと「消費生活に関するパネル調査」との比較を行う。ここでの目的は、マイクロデータが利用可能であるために、詳細なクロス集計が可能なパネル調査を用い、データの特性を比較することである。

まず、ライフスタイル調査の質問項目の特徴をいくつか挙げておこう。

第1は、過去の就業経験を遡って聞いた項目があることである。具体的には、質問Q9で、就業の経験・年金加入の経験を15歳に遡って聞いた項目がある。年金受給にとっては、過去の年金加入の履歴はもっとも重要な情報の一つである。

第2は、年間通じて就業しているかを尋ねた質問項目がある（Q3）。パート労働をはじめとする非正規労働者の中には、年間通じて働くのではなく、季節的にしか働かない場合や、必ずしも長期間定着しない場合などがあることも考えられる。その一方で、他の統計調査では、年間通じて就業しているかどうか調査されている場合はあまり多くない。

有配偶女性について、ライフスタイル調査のサンプルとパネル調査のサンプルとを比較したのが、表1-1である。

ライフスタイル調査は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県在住の30～54歳の女性である。一方、パネル調査は、全国から、1992年3月時点で24～34歳の女性がサンプルとなっている。

ライフスタイル調査（2001年）の記述統計と、パネル調査（パネルAの、パネル1年度目のクロスセクションデータ、1993年）¹の記述統計を比較すると、以下のことがわかる。

まず第1は、ライフスタイル調査のほうが、大卒女性の割合が高い。パネル調査では、有配偶女性の大卒の割合は8.5%であるが、ライフスタイル調査では21%である。地域的要因や、調査に協力する行動（パネル調査に協力する性向、ライフスタイル調査のサンプルに含まれる性向）に、違いがあることが予測される。

第2に、ライフスタイル調査のほうが、年齢が高い。これは調査の設計上、年齢制限が課されているため、当然である。またそのため、ライフスタイル調査のほうが、子供の年

¹ パネルAとは、1993年から調査が開始されたパネルを指す。パネル調査にはこのほかに、1997年から調査が開始されたパネルBがある。以下の分析では、パネルAのみを用いる。

齢が高くなっている、低年齢の子供数が少ないし、低年齢の子供をもつ女性の割合も低い。

ライフスタイル調査のほうは、パート就業が多く、正規就業が少ない。これは、パネル調査が若いサンプルであることとも関連しているかもしれない。

親との同居割合はパネル調査が高い。これには、地域的な要因が作用しているかもしれない。

また、ライフスタイル調査の、年間の就業状況について集計したのが、表1-2である。

正規従業員では93%が12ヶ月就業しているが、パートでは73%、アルバイトでは58%である。したがって、非正規雇用者の中には、年間通じて就業しない労働者が、それなりの割合でいることがわかる。アルバイトは特に、年間通じて働くないケースが多い。パートの長勤続化は折にふれて指摘されるが、パート・アルバイトでは年間通じた就業をしない労働者も一定割合いることにも留意が必要といえよう。

3. 非正規労働者の社会保険加入

パート労働者の社会保険加入については、これまでの研究では理解に相違があった。一方で、パートは勤務先で社会保険に加入することは少なく、夫の扶養家族として社会保険に加入することが大半である、という見解があった（永瀬(1997)、高山(1997)）。他方、パート労働者でも、勤務の実態が加入のための条件を満たしていれば、加入をしていることが多い、とりわけ、規定された労働時間だけ働いている場合においては、既婚のために夫の扶養に入れるという可能性があることが、必ずしも勤務先での加入を妨げてはいない、という見解もあった（安部(1999)）。ただし、これらの分析は、パートタイム労働総合実態調査等のデータを用いており、多くのデータセットで以上の事実が確認されているわけではない。²

ライフスタイル調査の特徴の1つは、社会保険加入について、詳細な質問項目が存在し、かつ、就業している場合の雇用形態・労働時間等とのクロス集計が可能のことである。³

社会保険加入については、週間労働時間30時間以上が雇用されている事業所で社会保険に加入しなくてはならなくなる基準であり、年収130万円未満というのが、夫の被扶養者となる基準年収額である。社会保険加入はパート・アルバイト労働者について不確定であり、正社員であればほぼ自動的に入ると考えて、パート・アルバイト労働者についてのみ集計値を示した。事業所が、保険料負担のことを考えて、雇っている非正規労働者の加

² 補論では、パネル調査を用いたパート労働者の社会保険加入に関する集計結果を紹介した。

³ 従来、パートタイム労働者総合実態調査で、パート労働者の社会保険加入状況を知ることができた。しかしこの調査では、1995年までのデータでは、被扶養者であるか被保険者であるかが明示的には質問されていなかった。国民生活基礎調査では、社会保険加入はある程度詳細に調査されているものの、雇用形態（パートか正規従業員か）や労働時間の質問がない。パネル調査でも、社会保険の質問項目は存在するが、本人か被扶養かが明らかでない。質問項目でこの点が明らかでないと、回答者も正確に答えられない場合が出てくると思われる。

入を嫌うために、基準を守らない形での非加入があるのではないか、という認識が持たれていることがあるが、基準と加入がどのような関係にあるかを示したのが、表2-1、表2-2である。

週間労働時間や年収の増加によって、パート・アルバイト労働者が自分自身で加入する割合の増加は太字の斜体で示されており、被扶養者になる場合の減少するであろうケースは太字で示されている。これから、労働時間が長くなるにつれ、組合本人・政管本人・市町村国保の割合が増えていくことがわかる。したがって、事業所で加入する場合がそれなりに出てくるが、基準を超えた場合の市町村国保への加入（勤め先では加入できないと思われる）もあることがわかる。

健康保険の加入形態別に、女性の就業状況の分布（年間を通じて就業しているか、年間の一部分だけ就業か、無業か、の割合）を集計したのが、表2-3である。特徴的なのは、被扶養者であっても、かなりの割合が年間を通じて就業していることである。たとえば、政管の家族のうち40%、組合の家族の36%、共済の家族の31%が年間を通じて就業している⁴。

そして、同じような家族のうち、13-20%が、12ヶ月未満就業している。したがって、被用者保険の家族である女性（30～54歳）のうち、無業であるのは、50%程度ということになる。

公的年金加入履歴

公的年金の加入履歴は、年金受給には重要な情報である。しかし、この情報が分析の対象となつたことはほとんどないと思われる。また、年金の「もらい忘れ」というようなことが現実に生じていることからもわかるとおり、個人は、自分自身の年金加入の履歴について、それほど多くを認識しているわけでもないかもしれない。

ライフスタイル調査では、過去の履歴を聞く形で、年金の加入履歴が調査されている。質問票では、15歳から現在までの年金加入の履歴について、

1. 自分で構成年金または共済年金に加入
2. 厚生年金または共済年金加入者の被扶養配偶者
3. 国民年金のみに加入（国民年金基金を含む）
4. 国民年金に加入しているが保険料は免除
5. 全く加入していない
6. わからない

から選択することになっている。

この質問への回答は、確かに回答すべき年齢であっても、回答されていない場合が多い⁵。

⁴ ただし、この集計は有配偶者に限っていない。

⁵ 「わからない」と回答するのではなく、未記入の場合も多いようである。たとえば年齢が

以下では、このようななかたちで無回答のあった場合は、サンプルに含めていない。また、回答されているケースでも、それがどの程度正確であるかは（履歴についてのサーベイ結果がどの程度信頼できるか、公的年金の履歴については特にどうか？）、必ずしも明らかではない。以上の留保のもとに、調査から得られた結果を集計してみたものが以下である。

ここでは、加入履歴状況について簡易な集計をするために、まず、40歳以上の女性について、31歳から40歳までの10年間に厚生年金・共済年金の被扶養者であった年数をカウントした。この結果は表3に示されている。表から、被扶養者の年数は0年と10年が多いことがわかる。いいかえると、被扶養者となることには継続性が強く働いており、被扶養者になるとずっと被扶養者でありつづけるが、被扶養者にならない場合にはずっとならない、というケースが多いことを示す。しかしながら、部分的にしか被扶養者でない、という割合が20%程度ある。

31歳から40歳までの10年間に被扶養者であった年数が（1）10年であったサンプル、（2）1年から9年のサンプル、（3）0年であったサンプル、について、40歳以前の公的年金への加入履歴状況を集計したものが、図1に示されている。

20歳代では、自分で公的年金に加入していた場合が50～70%程度ある。また、1-9年グループと、10年グループとでは、20歳台において、本人であった割合は、前者が少々高い程度である。いいかえると、31歳から40歳までずっと被扶養者である場合でも、20代には本人として就労していたことになる。

また、被扶養者が0年であるグループは、20歳台から、本人である割合が低い。国保などに加入していることを反映していると考えられる。

また、参考までに、上記の履歴質問項目から得られる就業パターン履歴を学歴別に示したもののが、図2、図3である。こちらは、31歳から40歳までの社会保険加入年数といった制限を加えていないので、年齢全サンプルを含めて集計している。そのため、高齢になればなるほど、サンプル数が少なくなり、割合の値の信頼性が低下している。

正規従業員としての就業は、学校を卒業する年の影響が大きい。それ以外の部分での学歴別の違いは、あまり顕著には見られない。

パート就業に関しては、学歴別の違いは顕著で、高卒のパート・アルバイト就業率は高く、大卒や短大卒のそれは低い。ただし、年齢が上がるにつれて、短大卒や大卒でも、パート就業をする割合が高まってきている。

複数時点のクロスセクションデータを用いた集計によれば、高卒女性のパート就業については、コーホート効果が大きいことが示唆される（Abe (2004)）。ここでも、コーホート効果の影響がある可能性を考え、2001年次の年齢別に、高卒女性のパート就業履歴を比較した。結果は図4に示されている。この図から、遅く生まれたコーホート（クロスセクションでは、年齢が高い個人）ほど、パート就業の割合が高いことがわかる。

40歳以上であれば、40歳未満の年齢時の履歴は答えることになるのであるが、実際には50%弱程度は、過去の履歴について回答していない。

4. パート収入と所得分配

近年、日本の所得分配について、所得格差の拡大にかかる議論は比較的多くなされている⁶。しかし、妻のパートタイム労働が家計の労働所得分配にどのように影響を与えるかは、それほど知られていない⁷。外国では、妻の収入が家計所得の分配にどのような影響を与えていたかについて、いくつかの研究がある⁸。小原（2001）はパネルデータを用い、妻の就業が家計の所得分配に与える影響について議論している。ここではまず、ライフスタイル調査のクロスセクションデータを用い、妻の労働収入が、家計の所得分配に与える影響について考察する。

（1）ライフスタイル調査の集計結果

妻の就業形態のうち、妻がフルタイムの共働き、妻がパートの共働き、妻がアルバイトの共働き、妻が自営業・家族従業の共働き、妻が専業主婦、のものを抽出し、それぞれで、夫婦の収入の合計、夫の収入、妻の週間労働時間を集計した（表4）。これから、以下のことがわかる。

第1に、妻が正規労働者の場合・妻がパート労働者の場合・妻がアルバイト労働者の場合・妻が無業の場合、4つの場合を比較すると、妻が無業のとき夫の収入が最も高い。次に夫の収入が高いのが、妻がパート、もしくは妻がアルバイトのケースである。最も夫の収入が低いのは妻が正規従業者の場合である（夫の収入の平均値は、妻正規従業で656万円、妻パート就業で710万円、妻アルバイト就業で709万円、妻専業主婦で760万円）。

第2に、夫婦の収入を合計した平均値は、妻正規従業で1055万円、妻パート就業で793万円、妻アルバイト就業で774万円、妻専業主婦で760万円となった。したがって、夫の収入が低い家計ほど、妻の収入が高くなり、結果としては、夫の収入がもっとも低い妻が正規就業の家計が、夫婦の合計収入ではもっとも高い平均値となっている。以上を総合すると、夫の収入がやや低めの場合に、妻がパート就業をし、その結果、夫婦で合算した収入は専業主婦世帯のそれをやや上回る程度になることになる。妻のパート就業は、家計所得を平等化する方向に作用しているのではないかと考えられる。

（2）パネル調査による、所得の上昇率の集計結果

女性の就業には継続性が強いことがわかっている⁹。パネル調査の利点は、就業の継続性を明示的に考慮した上で、所得の変化について分析が可能であることである。

有配偶女性のフルタイム就業が継続的であるとすると、夫も妻もフルタイム就業を継続

⁶ 大竹・富岡(2003)、およびそこに引用されている文献を参照。

⁷ 例外として、樋口ほか(2003)が挙げられる。

⁸ たとえば、Hyslop (2001)、Del Boca and Pasqua (2003)。

⁹ たとえば御船・重川(1999)。Abe(2004)にもパネル調査を用いた実態が示されている。

する結果、夫と妻の所得は同時に上昇していき、そのような家計の家計所得は、長期的には高くなっていくと考えられる。その一方、パート労働者は 103 万円の壁に収入を調整する傾向があるとされている。このことは、パネル調査のサンプルでも確認される。図 5-1 は、パネル 1 からパネル 6 までの、1 年毎の、女性正規従業員の勤め先収入の分布を示している。図 5-2 は、女性パート労働者のそれを示している。これを見ても、パート労働者の収入は、100 万円付近に集中していることがわかる。

勤め先からの収入と可処分所得の動向

共働きと片働き、また共働きの中で、妻がフルタイム就業である場合とパート就業である場合の夫婦の所得は、どのような動きをしているであろうか？

パート就業の場合、いわゆる 100(103)万円の壁の額は 1993 年以降少額しか上昇していない（1995 年に、それまでの 100 万円から 103 万円に上昇した）のに対し、フルタイム就業女性労働者は 100（103）万円の壁の影響は受けない。ここでは、これらの要因が家計所得にどのような影響を与えたのかを考察する。

この間、所得税・住民税の特別減税が、実施されてきている。パート労働者で 103 万円程度を稼ぐ妻にとって、所得税は課税されない¹⁰。したがって、減税の影響をほとんど受けないと考えられる。一方、正規就業の妻にとって、減税は一定の可処分所得の増加をもたらすと考えられる。

以上のために、まず、パネル 1 からパネル 6 まで継続的に就業していた妻を抽出する。しかし、それでは必ずしも十分に多くのサンプルは得られないで、パネル 4 からパネル 6 まで継続して就業していた妻も抽出する。それらの中で、妻の収入、夫婦の収入、夫婦の可処分所得（夫婦の収入（仕事以外も含む）から、社会保険料と税金の支払額を引いたもの）がどのように推移したかを確認した。結果は表 5（6 年）、表 6（3 年）に示されている。

婚姻が 6 年間継続しており、妻が継続就業していた家計で、妻が正規労働者のケース、妻がパート労働者のケース、また妻が専業主婦のケースで、夫婦の可処分所得の推移を見たのが、表 5 である。同様な集計を 1995 年から 1997 年の 3 年間のデータで行ったものが、表 6 である。これから、以下のことがわかる。

第 1 に、夫婦の可処分所得合計の平均値は、妻がフルタイム就業の場合に最も高く、次が妻がパート就業の場合であり、一番低いのが妻が専業主婦の場合である。この結果は、ライフスタイル調査の労働収入合計のそれと整合的である。

第 2 に、1993-1997 年夫婦の合計可処分所得の上昇率は、妻がフルタイム就業をしている家計で最も高くなってしまっており、次に高いのが妻が専業主婦の家計であり、最も低いのは妻がパート就業の家計である。（妻フルタイム就業 18%、妻パート就業 9%、妻専業主婦 13%）

¹⁰ 住民税は、少額であれば、課税される可能性がある。

¹¹。ただし、表6からわかるとおり、1995年以降の3年間では、必ずしも妻がフルタイムである家計の夫婦合計可処分所得の伸び率が、他の家計よりも際立って高いわけではない（妻がフルタイム世帯8%、妻がパート世帯6%、妻が専業主婦世帯7%）。

第3に、1993-1997年の5年間で見ると、フルタイム就業継続の妻の勤め先収入は22%伸びているが、パートの妻の勤め先収入は15%しか伸びていない。第3に、パートを6年継続した妻については、最初の1年に収入の平均74万円から97万円まで増加しているが、その後は伸びが比較的低い（もっとも、1995年から1996年の間には、9%伸びている。）。以上から、妻がフルタイム就業をしている世帯においては、所得の伸び率が高くなっていることがわかる。

5. おわりに

本論文では、ライフスタイルと年金に関するアンケート調査と、消費生活に関するパネル調査を用いて、女性の就業と社会保険加入・公的年金保険加入履歴・パート収入と家計の所得分配について、初期的分析を行った。得られた主な結論は、以下のとおりである。

まず、ライフスタイル調査は、パネル調査と比較し、大卒の女性が多く、パート就業者が多く、親との同居割合が低い。

パート社会保険加入に関しては、ルールに反して加入がなされていないのではないか、との認識がもたれることがあったが、ライフスタイル調査の結果は、週30時間労働、年収130万円というところで被用者保険への本人による加入が増えていることを示している。ただし、市町村国保への加入というかたちもあるため、勤め先での加入はできない場合もあることが予想される。公的年金加入履歴については、被扶養者となる・ならないについては、継続性が強く働くことが確認された。しかしながら、30歳台において長期間被扶養者であるような場合でも、20歳台においては本人としての加入期間が、多くの場合あるようである。

妻の労働収入が所得分配に与える影響については、夫の所得が低い家計で妻が労働収入の高い就業を選択する場合が高くなっている。たとえば、妻がフルタイム就業をする世帯の夫の収入は、妻がパート就業をする世帯や妻が専業主婦の世帯に比べて低いが、夫婦の収入を合算したものは、妻がフルタイム就業の家計で最も高くなっている。

参考文献

- 安部由起子(1999) 「女性パートタイム労働者の社会保険加入の分析」『季刊社会保障研究』 第35巻第1号、pp.77-95
安部由起子(2003) 「女性の就業と家計所得、社会保険加入に関する研究」メモ
大竹文雄、富岡淳 (2003) 「誰が所得再分配を支持するのか?」『経済分析』No.171 内閣府

¹¹ 1992年のデータから計算すると、1992年と1993年の間で特に収入や所得の伸びが大きすぎると思われる場合があるので、1993年からの成長率を計算している。

経済社会総合研究所

- 小原美紀(2001) 「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？－妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』No.493, pp.15-29
- 樋口美雄、法専充男 鈴木盛雄 飯島隆介 川出真清 坂本和靖 (2003) 「パネルデータによる所得階層間の流動性と意識変化」樋口美雄、財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社、第3章
- 永瀬伸子(1997)「パート賃金はなぜ低いか？諸制度の足かせ」雇用促進事業団『国際化の進展と労働市場－制度政策の影響』(財) 統計研究会発行部内限資料、159－191頁。
- (永瀬伸子(1998)「パートタイム労働をめぐる諸問題;なぜ専門職のパートが増えないのか」『労働時報』第604号 14-19頁に上記論文の一部は再録。)
- 高山憲之(1997) 「公的年金の改革」 八代尚宏編『高齢化社会の生活保障システム』 東京大学出版会
- 御船美智子・重川純子(1999) 「妻の就業変化パターンと家計費・家計管理組織」樋口美雄・岩田正美編『パネルデータから見た現代女性』東洋経済新報社、第4章、pp.127-145
- Abe, Y. (2004) "A Note on Labor Supply Experiences of Japanese Women." mimeo
- Del Boca, D. and S. Pasqua (2003) "Employment Patterns of Husbands and Wives and Family Income Distribution in Italy." *Review of Income and Wealth* 49:2 221-245
- Hyslop, D. (2001) "Rising U.S. Earnings Inequality and Family Labor Supply: The Covariance Structure of Intrafamily Earnings." *American Economic Review* 91:4 755-777

補論 パネル調査における社会保険加入の質問の集計

パネル調査でも、社会保険加入についての質問項目が存在している。しかしパネル調査の若干の集計の結果、パネル調査のデータからパート労働者の社会保険加入状態を調べることには、一定の限界がありそうであることが判明した。その主要な理由は、パネル調査の質問項目が、設計上、本人と被扶養者の区別をはっきりさせたものになっておらず、また回答の状況を確認しても、そのことの識別は困難となっていることによる。これらは、専業主婦・パート労働者・未婚者を比較することによって判明した。

パネル調査においては、健康保険・年金保険の加入の質問項目が以下のようになっている。

【健康保険】

質問：あなたは健康保険に加入していますか。

1. 会社の健康保険（健保組合、政府管掌）に加入している
2. 国民健康保険に加入している
3. 船員保険に加入している
4. 共済保険短期給付部門に加入している

5. どれにも加入していない

【年金保険】

質問：あなたは公的な年金保険に加入していますか。

1. 厚生年金に加入している
2. 国民年金に加入している
3. 船員保険に加入している
4. 共済保険長期給付部門に加入している
5. どれにも加入していない

回答の状況から判断すると、専業主婦が夫の健康保険に加入する場合

「会社の健康保険（健保組合、政府管掌）」

を選択するものと思われる。現に、就業者女性と専業主婦の加入状況を集計すると表 A 1 のとおりとなっている。すなわち、専業主婦のうちの、63.7%が、「被用者保険に加入」としているし、3.7%が「共済保険に加入」としている。専業主婦がこれらの保険に加入する場合は、本人としてではなく、被扶養者として加入することになる。パート労働者も、収入が一定未満であれば、被扶養者として、専業主婦と全く同様の形態で、社会保険に加入することができる。したがって、パート・アルバイトの女性が「被用者保険に加入している」とした場合、それが、夫の社会保険に加入しているのか、勤務先で本人として社会保険に加入しているのか、識別できない。本人と被扶養者の区別が正確についているのであれば、専業主婦の場合、「被用者保険に加入」というのはゼロになっているはずである。ところがそこが、63.7%にものぼっているのであるから、パート・アルバイトでも、妻の収入が十分に低く、夫の扶養家族となっている場合には、「被用者保険に加入」と答えている場合があると考えられる。その一方、パート労働者であれば、年収が一定額であるか、もしくは労働時間が一定以上であれば、勤務先で本人として、社会保険に加入することもある。問題を難しくするのは、パート労働者の場合、年収や労働時間の条件を満たしていたとしても社会保険に加入しないような、いわゆるルール違反のようなケースがあるのでないか、と考えられていることである。

厚生年金への加入状況を見たのが、表 A 1 の下段である。専業主婦で、厚生年金に加入していると答えた割合は、健康保険よりも 25%程度低くなっている。しかしそこでも、専業主婦が厚生年金に加入していると答えた割合は 38%にものぼる。これは、健康保険とは異なる理由で、ゼロと乖離しているという解釈も可能である。というのは、厚生年金に以前勤めていた会社で加入していたが、今は働いていないようなケースに、そのように答える場合があるかもしれない、ということである。

パート労働者の健康保険と、雇用保険の加入状況のクロス分布を表したのが、表A2である。パネル1とパネル5のサンプルについて表している。全体では、被用者健康保険－雇用保険加入の割合が20～25%程度、被用者健康保険－雇用保険加入せず、の割合が30%程度、国保－雇用保険加入せず、の組み合わせの割合が20%台である。配偶関係別に見ると、未婚の場合、被用者健康保険－雇用保険加入の組み合わせが30%程度、国保－雇用保険加入せず、の割合が40%程度である。一方、有配偶では、被用者健康保険－雇用保険加入の割合が20%程度、被用者健康保険－雇用保険加入せず、の組み合わせが37%、国保－雇用保険加入せず、の割合が20%程度である。有配偶で、被用者健康保険－雇用保険加入せず、の組み合わせが高くなっているのは、夫が被用者で、その健康保険の被扶養者になっているケースと考えられる。

いずれにしても、社会保険に関しては、本人か被扶養者かを区別した加入実態を調査できることが、非正規労働者の社会保険加入についての理解を深めるためには重要であろう。将来の質問票で、本人か被扶養者かの区別がなされることは、一定の意義があるものと思われる。

パネル調査を用いてパート労働者の健康保険・公的年金保険への加入状況を把握することには、以上の理由から、限界があると考えられる。専業主婦でも、「被用者保険に加入している」という回答をするのであれば、パートで就業調整をしている（たとえば収入が130万円未満になるように調整している）労働者が「被用者保険に加入している」と答える可能性は十分にあり、そのような回答によって得られたデータからは、パート労働者の中でどれだけ社会保険加入が進んでいるか（あるいは、いないか）を分析することはできないと思われる。

表1-1 有配偶女性の基本属性の比較
消費生活に関するパネルデータ
記述統計量(パネルA,パネル1)

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値
労働力参加	0.443	0.497	0.000	1.000
正規就業	0.167	0.373	0.000	1.000
パート・アルバイト就業	0.167	0.373	0.000	1.000
妻の年齢	29.813	3.014	24.000	34.000
子供0-6歳の人数	1.113	0.819	0.000	4.000
子供7-18歳の人数	0.455	0.753	0.000	4.000
子供0-6歳の有無	0.754	0.431	0.000	1.000
子供7-18歳の有無	0.315	0.465	0.000	1.000
妻中卒	0.071	0.257	0.000	1.000
妻高卒	0.485	0.500	0.000	1.000
妻専門学校卒	0.160	0.367	0.000	1.000
妻短大卒	0.200	0.400	0.000	1.000
妻大卒	0.085	0.278	0.000	1.000
妻経験年数	7.101	3.551	0.167	19.083
夫の年齢	32.985	4.853	22.000	54.000
夫中卒	0.140	0.347	0.000	1.000
夫専門学校卒	0.098	0.298	0.000	1.000
夫短大卒	0.035	0.184	0.000	1.000
夫大卒	0.320	0.467	0.000	1.000
夫大卒-妻高卒	0.090	0.287	0.000	1.000
夫大卒-妻短大卒	0.115	0.319	0.000	1.000
夫大卒-妻大卒	0.070	0.255	0.000	1.000
夫の勤め先収入	407.636	220.978	0.000	1300.000
親との同居	0.373	0.484	0.000	1.000
妻の親との同居	0.081	0.273	0.000	1.000
夫の親との同居	0.292	0.455	0.000	1.000

注:パネル調査のサンプル数は3887

出所:消費生活に関するパネル調査、ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の算計

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値	N
労働力参加	0.591	0.492	0	1	1011
正規就業	0.073	0.261	0	1	1011
パート・アルバイト就業	0.381	0.486	0	1	1011
妻の年齢	42.174	7.129	30	55	1011
子供0-6歳の人数	0.368	0.644	0	3	1011
子供7-18歳の人数	0.920	0.946	0	4	1011
子供0-6歳の有無	0.283	0.451	0	1	1011
子供7-18歳の有無	0.571	0.495	0	1	1011
妻中卒	0.009	0.094	0	1	1011
妻高卒	0.347	0.476	0	1	1011
妻専門学校卒	0.158	0.365	0	1	1011
妻短大卒	0.265	0.442	0	1	1011
妻大卒	0.209	0.407	0	1	1011
妻大学院卒	0.004	0.063	0	1	1011
妻経験年数	44.715	7.945	25	64	971
夫の年齢	0.039	0.193	0	1	1011
夫中卒	0.096	0.295	0	1	1011
夫専門学校卒	0.017	0.129	0	1	1011
夫短大卒	0.518	0.500	0	1	1011
夫大学院卒	0.045	0.209	0	1	1011
夫大卒-妻高卒	0.115	0.319	0	1	1011
夫大卒-妻短大卒	0.173	0.379	0	1	1011
夫大卒-妻大卒	0.164	0.371	0	1	1011
夫の勤め先収入	725.094	304.299	96.000	3000	902
親との同居	0.136	0.342	0	1	1011
妻の親との同居	0.056	0.231	0	1	1011
夫の親との同居	0.079	0.270	0	1	1011

ライフスタイル調査

表1-2 ライフスタイル調査サンプルの属性

12ヶ月就業した割合：従業上の地位・雇用形態別(%)
女性労働者

	12ヶ月就業の割合	N
正規社員	92.74	124
契約嘱託社員	83.72	43
パート	73.12	346
アルバイト	57.63	59
自営・家族従業	91.67	72
内職等	63.83	47

女性パート・アルバイト労働者の賃金支払い形態別の割合(%)

賃金支払い形態	割合(%)
時給	81.71
日給	5.37
月給	8.05
年俸	0.24
歩合給	4.63

夫の年収と妻の労働参加

夫の年収	妻の就業割合(%)	N
~300万円	84.09	44
300~600万円	62.35	332
600~900万円	54.82	332
900~1200万円	60.53	152
1200~3000万円	47.62	42

出所：ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の集計

表2-1

週間労働時間別有配偶パートアルバイト女性労働者の健康保険加入状況(%)

週間労働時間範囲	市町村国保	国保組合	政管本人	政管家族	組合本人	組合家族	共済本人	共済家族	N
~20	8.39	1.94	0.00	15.48	1.29	61.29	0.65	10.97	155
20~30	6.85	2.74	4.11	16.44	1.37	50.68	2.74	15.07	73
30~40	20.59	0.00	14.71	14.71	32.35	14.71	2.94	0.00	34
40~50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	0.00	2
50~150	0.00	50.00	0.00	0.00	0.00	50.00	0.00	0.00	2
Total	9.40	2.26	3.01	15.41	5.26	52.63	1.50	10.53	266

表2-2
有配偶女性パート・アルバイト労働者の年収別社会保険加入状況 (%)

年収(万円)	市町村国保	国保組合	政管本人	政管家族	組合本人	組合家族	共済本人	共済家族	N
~90	9.40	3.36	0.67	18.12	1.34	53.69	0.67	12.75	149
90~100	6.56	0.00	0.00	19.67	0.00	63.93	0.00	9.84	61
100~130	6.06	3.03	0.06	9.09	0.06	57.58	3.03	9.09	33
130~200	23.53	0.00	29.41	0.00	35.29	0.00	11.76	0.00	17
200~400	20.00	0.00	0.00	0.00	60.00	20.00	0.00	0.00	5

出所：ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の集計

表2-3
年間の就業状況と健康保険加入(%)

	12ヶ月未満就業(%)	12ヶ月就業(%)	無業(%)	N
市町村国保	21.01	55.46	23.53	119
政管本人	10.64	87.23	2.13	47
政管家族	14.02	39.25	46.73	107
組合本人	11.59	88.41	0.00	69
組合家族	13.42	36.24	50.34	447
共済本人	7.41	92.59	0.00	27
共済家族	18.75	31.25	50.00	80

出所:ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の集計

表3
公的年金への加入履歴状況

31歳から40歳までの10年間に厚生年金・共済年金の被扶養者であった年数

被扶養者の年数	40歳以上有配偶女性		40歳以上女性	
	N	割合	N	割合
0	121	25.21	156	29.00
1	7	1.46	7	1.30
2	11	2.29	13	2.42
3	11	2.29	13	2.42
4	11	2.29	12	2.23
5	15	3.13	17	3.16
6	10	2.08	13	2.42
7	6	1.25	7	1.30
8	14	2.92	16	2.97
9	13	2.71	15	2.79
10	261	54.38	269	50.00
Total	480	100.00	538	100.00

注:

"40歳以上有配偶"とは、40歳以上で、調査時点では配偶である女性のサンプルを指す。

出所:ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の集計

表4 夫婦収入と夫の収入・妻の労働時間

妻ー正規従業員の共働き

	N	平均	標準偏差
夫婦の収入合計(年額)	65	1055.923	385.518
夫の収入(年額)	65	655.862	298.079
妻の週間労働時間	64	42.531	8.797

妻ーパートの共働き

	N	平均	標準偏差
夫婦の収入合計(年額)	278	792.572	262.238
夫の収入(年額)	278	709.788	264.892
妻の週間労働時間	273	21.480	11.107

妻ーアルバイトの共働き

	N	平均	標準偏差
夫婦の収入合計(年額)	52	773.885	260.719
夫の収入(年額)	52	708.635	260.864
妻の週間労働時間	52	18.288	17.684

妻ー自営・家族従業の共働き

	N	平均	標準偏差
夫婦の収入合計(年額)	59	837.695	408.846
夫の収入(年額)	59	651.661	353.074
妻の週間労働時間	56	32.000	26.595

妻ー専業主婦

	N	平均	標準偏差
夫婦の収入合計(年額)	361	760.172	323.102
夫の収入(年額)	361	760.172	323.102
妻の週間労働時間	0		

出所:ライフスタイルと年金に関するアンケート調査からの筆者の集計

表5
家計の可処分所得と勤め先収入

妻が正規就業を継続している家計

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	639.27	19.90
1993	68	697.56	24.46
1994	68	740.65	25.24
1995	67	757.03	28.70
1996	68	801.68	26.34
1997	68	824.61	27.85
1992～1997年上昇率		0.29	

妻の勤め先収入

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	315.46	14.48
1993	68	338.41	16.21
1994	68	371.78	16.49
1995	68	369.59	16.98
1996	68	399.71	17.29
1997	68	413.91	16.27
1992～1997年上昇率		0.31	

妻の勤め先収入

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	1992	39
1993	68	1993	39
1994	68	1994	39
1995	67	1995	39
1996	68	1996	38
1997	68	1997	39
1992～1997年上昇率		0.17	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	507.91	35.32
1993	68	545.39	26.43
1994	68	536.26	29.56
1995	68	578.42	37.40
1996	68	585.78	29.37
1997	68	594.18	29.02
1992～1997年上昇率		0.17	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	480.07	13.26
1993	68	479.51	15.42
1994	68	497.15	16.28
1995	68	501.38	14.01
1996	68	531.91	14.08
1997	68	539.88	14.22
1992～1997年上昇率		0.12	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	74.49	8.06
1993	68	97.64	5.82
1994	68	100.67	7.84
1995	68	101.38	5.47
1996	68	110.69	7.44
1997	68	112.36	6.94
1992～1997年上昇率		0.51	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	517.41	29.30
1993	68	575.15	24.35
1994	68	559.31	28.70
1995	67	628.38	38.53
1996	68	644.58	28.49
1997	68	634.36	34.05
1992～1997年上昇率		0.23	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	480.07	13.26
1993	68	479.51	15.42
1994	68	497.15	16.28
1995	68	501.38	14.01
1996	68	531.91	14.08
1997	68	539.88	14.22
1992～1997年上昇率		0.12	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	74.49	8.06
1993	68	97.64	5.82
1994	68	100.67	7.84
1995	68	101.38	5.47
1996	68	110.69	7.44
1997	68	112.36	6.94
1992～1997年上昇率		0.51	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	517.41	29.30
1993	68	575.15	24.35
1994	68	559.31	28.70
1995	67	628.38	38.53
1996	68	644.58	28.49
1997	68	634.36	34.05
1992～1997年上昇率		0.23	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	480.07	13.26
1993	68	479.51	15.42
1994	68	497.15	16.28
1995	68	501.38	14.01
1996	68	531.91	14.08
1997	68	539.88	14.22
1992～1997年上昇率		0.12	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	74.49	8.06
1993	68	97.64	5.82
1994	68	100.67	7.84
1995	68	101.38	5.47
1996	68	110.69	7.44
1997	68	112.36	6.94
1992～1997年上昇率		0.51	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	517.41	29.30
1993	68	575.15	24.35
1994	68	559.31	28.70
1995	67	628.38	38.53
1996	68	644.58	28.49
1997	68	634.36	34.05
1992～1997年上昇率		0.23	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	480.07	13.26
1993	68	479.51	15.42
1994	68	497.15	16.28
1995	68	501.38	14.01
1996	68	531.91	14.08
1997	68	539.88	14.22
1992～1997年上昇率		0.12	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	74.49	8.06
1993	68	97.64	5.82
1994	68	100.67	7.84
1995	68	101.38	5.47
1996	68	110.69	7.44
1997	68	112.36	6.94
1992～1997年上昇率		0.51	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	517.41	29.30
1993	68	575.15	24.35
1994	68	559.31	28.70
1995	67	628.38	38.53
1996	68	644.58	28.49
1997	68	634.36	34.05
1992～1997年上昇率		0.23	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	480.07	13.26
1993	68	479.51	15.42
1994	68	497.15	16.28
1995	68	501.38	14.01
1996	68	531.91	14.08
1997	68	539.88	14.22
1992～1997年上昇率		0.12	

妻と夫の合計可処分所得

所得や収入の年	N	平均値	標準誤差
1992	68	74.49	8.06
1993			